

「指定居宅介護支援事業所」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(広島県指定 第3470700059号)

当施設はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目 次◆◇

1. 施設経営法人	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3～4
6. サービスの利用に関する留意事項	4
7. 苦情の受付について	5
8. 事故発生の対応	6

社会福祉法人 的 場 会
居宅介護支援事業所まとば

1. 事業所経営法人

- | | |
|-------------|--|
| (1) 法 人 名 | 社会福祉法人 的場会 |
| (2) 法人所在地 | 広島県竹原市港町4丁目5番1号 |
| (3) 電 話 番 号 | (0846) 22-8017 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 中 川 康 子 |
| (5) 設立年月日 | 昭和55年10月27日設立登記
昭和55年9月18日 厚生大臣認可 第818号 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 居宅介護支援事業所 |
| | 平成12年4月1日 広島県指定第3470700059号
当事業所は特別養護老人ホーム瀬戸内園に併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | 居宅介護支援の事業は、要介護状態等となった場合においても、そのご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うことを目的とする。 |
| (3) 事業所の名称 | 居宅介護支援事業所まとば |
| (4) 事業所の所在地 | 広島県竹原市中央一丁目2番1号 |
| (5) 電 話 番 号 | (0846) 22-9670 |
| (6) 事業所長(管理者)氏 名 | 向 田 時 典 |
| (7) 法人の経営理念 | 一、地域社会の福祉に貢献する。
二、お客様には親切で明るい応対をする。
三、明るく清潔な職場づくりに努力する。 |
| (8) 当事業所の運営方針 | 一、豊かな生活のリズムの採り入れ
二、生活圏の拡大の確保(残存機能の活用)
三、よりよい人間関係の施設づくり |
| (9) 開設年月日 | 平成12年4月1日 |

3. 事業実施地域及び営業時間

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 通常の事業の実施地域 | 竹原市 |
| (2) 営業日及び営業時間 | |

営業日	月曜日から土曜日。 ただし、国民の祝日、年末年始(12/30～1/3)を除く。
営業時間	月曜日から土曜日 午前8時45分～午後5時15分

*上記以外の時間帯についても、24時間で当該事業所職員と連絡が取れる体制をとっております。

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- (1) 管理者 1 名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 4 名（常勤）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して（月一回アセスメント訪問）ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）情報を公正中立な立場で提供し、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して居宅サービス計画を作成します（原案を提示し文書により同意を頂く）。

なお、ご契約者及びその家族等は、居宅サービス計画に位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所を居宅サービス計画原案に位置づけた理由を求めることが可能です。

尚、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況については、ご希望があれば書面にてご説明いたします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的にを行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。（1 ヶ月に一度モニタリングの実施）
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。（サービス担当者会議「意見照会等」の開催）
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

- ・ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

- ・ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、ご希望内容に即した介護保険施設の情報を、公正中立な立場で紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤入退院時における医療機関との連携

入退院時における医療機関との連携を図るため、入院時には担当のケアマネジャーの氏名等を入院先の医療機関に提供頂きますようお願いいたします。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

要介護度	料金
要介護 1	(i) 1 0 , 8 6 0 円 (ii) 5 , 4 4 0 円 (iii) 3 , 2 6 0 円
要介護 2	
要介護 3	(i) 1 4 , 1 1 0 円 (ii) 7 , 0 4 0 円 (iii) 4 , 2 2 0 円
要介護 4	
要介護 5	

※ 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数が 4 5 件以上 6 0 件未満の部分については (ii) を、6 0 件以上の部分については (iii) を算定する。

※ の同一建物の利用者 2 0 人以上に居宅介護支援を行う場合、9 5 ／ 1 0 0 を算定する。

その他

加算項目	料金	加算項目	料金
特定事業所加算 (I) . (II) . (III) . (A)	(I) 5 , 1 9 0 円 (II) 4 , 2 1 0 円 (III) 3 , 2 3 0 円 (A) 1 , 1 4 0 円	入院時情報連携 加算	(I) 2 , 5 0 0 円 (II) 2 , 0 0 0 円
		退院・退所加算	4 , 5 0 0 ～ 9 , 0 0 0 円
特定事業所医療 介護連携加算	1 , 2 5 0 円	緊急時等居宅カン ファレンス加算	2 , 0 0 0 円
		ターミナルケア マネジメント加算	4 , 0 0 0 円
初回加算	3 , 0 0 0 円	通院時情報連携 加算	5 0 0 円

※ 上記利用料は介護保険が定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を書面

(4) 事故原因をもとに、再発生を防ぐための対策を講じます。

9. 連絡方法

お客様とのご連絡は第1連絡方法として電話で行わせて頂きますが、お電話が直ぐに繋がらない場合などに備えて、第2の連絡方法をご登録頂き、お客様の利便性と迅速・確実な連絡体制を作りますので、下記の3つの連絡方法からご希望の連絡方法を1つお選び下さい。

- ☐ ① LINE
- ☐ ② ショートメール
- ☐ ③ 電子メール

登録方法は別途ご案内します。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 まとば

説明者 職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者

住 所

氏 名

代 理 人

住 所

氏 名

利用者との続柄（

）

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

個人情報使用同意書

(居宅介護支援事業所まとば)

1. 使用する目的

社会福祉法人 的場会が運営する事業所において、個人情報保護法の規程に従い、厳正なる管理運用することを前提とした個人情報の使用を目的とする。

(1) 介護関係事業所内での情報利用

ア) 利用者へのサービスを円滑に提供するための利用

介護支援専門員による連絡調整、その他の連絡調整など

イ) 利用者にかかる事業所管理業務のための利用

契約等の管理、会計経理、事故報告、介護サービス向上のため

ウ) 保険事務のための利用

介護保険（請求等目的）、医療保険（受診等目的）

エ) 家族への心身状況等説明のための利用

(2) 他の関係事業所への情報提供

ア) 居宅サービス事業所および居宅介護支援事業所

サービス担当者会議、照会への回答、他事業所との連携

イ) 医療機関

受診、入院、医療機関との連携

ウ) レセプト審査機関

レセプト請求、照会への回答

エ) 保険者

照会への回答など

オ) 保険会社

損害賠償などに関する相談および請求など

(3) その他の使用

ア) 介護サービス向上のための基礎資料としての利用

イ) 実習生受入れによる閲覧使用 ※使用前には必ず事前確認を行う

ウ) ホームページ、SNS、広報誌への掲載使用及び外部の取材（テレビ・新聞等）への提供 ※使用前には必ず事前確認を行う

2. 使用する期間

契約開始時から契約終了時まで有効とする。

3. 使用にあつての条件

(1) 個人情報の提供は、1. に記載する目的の範囲内で必要最小限とし、情報提供の際は、関係者以外の第三者に漏れることのないよう細心の注意を払う。

(2) 個人情報を使用した使途（会議、相手方、内容等）の経過を記録する。

4. 個人情報の定義

個人情報とは、利用者個人および家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいう。

5. 同意の内容の変更

同意内容の変更または解除の申し出があった場合、本個人情報使用同意書の契約内容を直ちに変更または解除することができる。

以上

私（利用者およびその家族等）の個人情報については、上記記載するところにより、必要最小限の範囲で以下の項目について使用することに同意します。

（※該当する項目の□にチェック）

- 上記1.（1）介護関係事業所内での情報利用.....□
- （2）他の関係事業所への情報提供.....□
- （3）その他の使用
- ア）介護サービス向上のための基礎資料としての利用.....□
- イ）実習生受入れによる閲覧使用.....□
- ウ）ホームページ、SNS、広報誌への掲載使用及び
- 外部の取材（テレビ・新聞等）への提供.....□

居宅介護支援事業所まとは 宛

令和 年 月 日

利 用 者 住所

氏名 印

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所

氏名 印

家族の代表（続柄： ）

住所

氏名 印